

アジア太平洋戦争期における 陸軍工員の人事記録

—工員名簿，工員手帳，共済組合員原票，留守名簿の制度的概略と
戦後の残存状況

近藤 貴明

はじめに

- 1 工員名簿と工員手帳
- 2 共済組合員原票
- 3 留守名簿

おわりに

はじめに

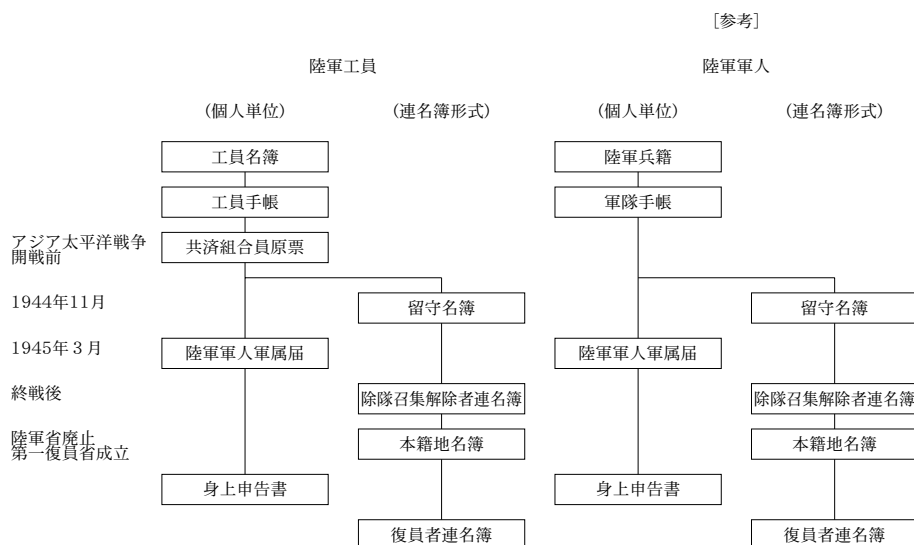
アジア太平洋戦争において、国民皆兵制度を導入していた日本の陸軍は、国民の大量動員を計画・実施したが、このことは同時に、陸軍に膨大な量の人事記録を作成・保管する事務的作業を求めた結果となった。陸軍の人事記録の代表的なものとして、陸軍軍人の戸籍に相当する陸軍兵籍や動員部隊が作成した戦時名簿などが挙げられるが、終戦あるいは火災などによる焼失が原因で、これらの人事記録の全国的な保管率は約70パーセントであるといわれている⁽¹⁾。現在、都道府県には約730万人分の陸軍兵籍と戦時名簿が保管されているが、軍歴のある者は約970万人であったことから、約240万人分の陸軍兵籍と戦時名簿が不明であるとする統計もある⁽²⁾。

このように、陸軍の人事記録の中でも、陸軍兵籍や戦時名簿などの陸軍軍人に関する人事記録の残存状況については多くの情報が残されているが、兵器生産体制を支えた陸軍工廠の労働者、すな

(1) 群馬県県民生活部世話課編『群馬県復員援護史』群馬県，1974年，757頁，富山県厚生部社会福祉課編『富山県終戦処理史』富山県，1975年，776頁。終戦時，軍の命令により陸軍兵籍の大半を焼却した県としては、大分県，宮崎県，戦後の庁舎火災により陸軍兵籍を焼失した県としては，秋田県，宮城県，島根県の例がある。島根県健康福祉部高齢者福祉課「こんにちは島根県です」『恩給』第210号，1996年5月，26頁，宮崎県福祉生活部高齢者・援護課「こんにちは宮崎県です」『恩給』第219号，1997年11月，26頁，大分県福祉保健部高齢者福祉課「こんにちは大分県です」『恩給』第236号，2000年9月，27頁，宮城県保健福祉部社会福祉課「こんにちは宮城県です」『恩給』第245号，2002年3月，24頁，秋田県健康福祉部福祉政策課「こんにちは秋田県です」『恩給』第257号，2004年3月，22頁。

(2) 厚生省社会・援護局援護50年史編集委員会監修『援護50年史』ぎょうせい，1997年，274頁。

図1 陸軍工員に関する人事記録



出典：陸軍省整備局戦備課「陸軍工務規程改正ノ件」（1937年5月）『大日記甲輯』昭和12年甲第1類，1937年，防衛省防衛研究所図書館所蔵（国立公文書館アジア歴史資料センターC01001430600），陸軍省整備局戦備課「陸軍共済組合規則施行細則ニ依ル様式並ニ帳簿報告及請求書等ノ種類様式改正ニ関スル件」（1937年6月25日）『大日記甲輯』昭和12年甲第1類，1937年，防衛省防衛研究所図書館所蔵（国立公文書館アジア歴史資料センターC01001431200），鈴木貞太郎内閣「陸軍留守業務部令制定ノ件」（1945年5月14日）『公文類聚』第69編昭和20年第14巻，1945年，国立公文書館所蔵（本館-2A-13・類2898100），新潟県民生部援護課編『新潟県終戦処理の記録』新潟県，1972年，106，115，397-400頁，群馬県県民生活部世話課編『群馬県復員援護史』群馬県，1974年，757-761頁，富山県厚生部社会福祉課編『富山県終戦処理史』富山県，1975年，776-780頁，岡山県編『援護の歩み—戦後50周年記念』岡山県，1996年，241-242頁，長崎県編『援護の歩み（戦後50周年）』長崎県，1996年，107頁，厚生省社会・援護局援護50年史編集委員会監修『援護50年史』ぎょうせい，1997年，271-272頁。

わち、陸軍工員に関する人事記録の残存状況については十分に解明されていない部分があるといえる。その原因として、当時の制度上、陸軍兵籍や戦時名簿の作成対象者に陸軍工員が含まれていなかった⁽³⁾ ことが大きく影響していると考えられるが、図1にみられるように、戦前戦中のみならず戦後を通じ、実際には多くの種類の陸軍工員に関する人事記録が作成されていた。

本稿では、これらの陸軍工員に関する人事記録のうち、工員名簿、工員手帳、共済組合員原票、留守名簿の4種類について、その様式、制度上の保管期間、戦後の残存状況の視点から整理を試みたい。対象を4種類の人事記録に限定したのは、工員名簿、工員手帳、共済組合員原票が個人単位で作成され、戦前戦中を通じて運用されていたものであることと、留守名簿が戦災による陸軍の人事記録の滅失を想定して作成された、いわばバックアップの役割を担う人事記録として運用されていたからである。当時の陸軍では、輸送順位などにおいて「軍人、軍馬、軍犬、軍鳩、軍属」という俗語があったほど⁽⁴⁾、陸軍軍人を上位に置き、その他の陸軍支援要員を下位に置く風潮があったといわれるが、本稿で提起した視点から整理をすることで、陸軍工員に関する人事記録の制度

(3) 前掲『援護50年史』274頁。

(4) 秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』東京大学出版会，2005年（第2版），725頁。

と戦後の残存状況の一端を明らかにしたい。

1 工員名簿と工員手帳

アジア太平洋戦争中、陸軍工員に関する人事記録として作成・保管されていたものに、工員名簿と工員手帳がある。1937年6月2日陸軍省令第14号により陸軍工務規程が制定され、工員名簿と工員手帳は同規程に基づいて、作成・保管が実施された⁽⁵⁾。本節では、両人事記録の保管期間、情報の整備、戦後の残存状況について、陸軍軍人に関する人事記録である陸軍兵籍との比較を交えつつ、その整理をしてみたい。

両人事記録の保管期間について、工員手帳は陸軍工員に支給され、また辞令として代用されていたことから⁽⁶⁾、部隊による体系的な保管は実施されていなかったとみることができるが、工員名簿は作成後、部隊による保管が義務付けられ、陸軍工員の解雇または死亡後も、最低5年間の保管期間を定められていた⁽⁷⁾。陸軍兵籍の場合、作成後、部隊（連隊区司令部）で保管され、保管期間も退役後の20年間と定められていたことから⁽⁸⁾、工員名簿は陸軍兵籍ほど長期間ではないものの、陸軍軍人に準ずる形で、体系的に保管されていたことがわかる。

工員名簿と工員手帳の様式は、図2に示すとおりであるが、ここで注目されるのが、工員名簿には書類上、陸軍兵籍とほぼ同等の情報が整備されていたことである。工員名簿には陸軍兵籍に相当する情報⁽⁹⁾として、氏名、出生年月日、本籍、配偶者（婚姻年月日を含む）、子、雇入、解雇、雇入後の履歴（軍属、工長、工員長、工員副長、職長の各任命年月日、工員転属の時期、工場名、戦役勤務に従事した箇所、期間など）、賞、懲戒、陸軍軍人としての官等級、服役区分、日給、公傷病の情報が整備されていた。また、工員名簿にのみ整備されていた情報としては、調製年月日、所属、住所、雇入前の履歴（学業、職業、参考事項）、勤務年月数（試工員、見習工員、普通工員、合計）、兵役における徴集年、雑が挙げられる⁽¹⁰⁾。

一方、陸軍工員に支給されていた工員手帳の場合、表紙および取扱上の注意に続き、1頁に陸軍工員の課所名、掛工場名、氏名、出生年月日、本籍、2頁に陸軍工員の心得るべき事項、3頁以降に雇入後の履歴の情報を整備することとされていた⁽¹¹⁾。特に雇入後の履歴については、雇入、解

(5) 陸軍省整備局戦備課「陸軍工務規程改正ノ件」（1937年5月）に付された陸軍省「陸軍工務規程」（1937年5月）による。『大日記甲輯』昭和12年甲第1類、1937年、防衛省防衛研究所図書館所蔵（国立公文書館アジア歴史資料センターC01001430600）。

(6) 前掲「陸軍工務規程」の第10条による。

(7) 前掲「陸軍工務規程」の第11条による。

(8) 新潟県民生部援護課編『新潟県終戦処理の記録』新潟県、1972年、398頁。

(9) 陸軍兵籍には、本籍、戸主または戸主との続柄、氏名、出生年月日、配偶者、父母、祖父母、兄弟姉妹、官等級、位階、勲等、賞典、刑罰、懲戒、兵種、出身別、適任証書、特業、特有の技能、服役区分、入営から復員までの履歴、学歴などの情報が整備されていた。前掲『群馬県復員援護史』757-758頁、前掲『富山県終戦処理史』776-777頁、前掲『日本陸海軍総合事典』768頁。

(10) 前掲「陸軍工務規程」の第2様式による。

(11) 前掲「陸軍工務規程」の第1様式による。

雇、工名、配属箇所、軍属、職長、工員副長、工員長、工長、日給の記載など、工員名簿と同等の密度による情報の整備が求められていたことから、工員名簿と工員手帳の関係は、陸軍兵籍と軍隊手帳の関係に相当するものと理解することができる⁽¹²⁾。

アジア太平洋戦争の期間を通じて、陸軍は造兵廠、航空廠などで兵器の増産に精力を注ぎ、陸軍工員はその労働力の主体であったが、彼らの情報が蓄積されている工員名簿と工員手帳の戦後における残存状況は良好ではない。その原因は、終戦時に政府によって行われた公文書の大量焼却にあると考えられるが、陸軍の場合、中央官庁や全部隊のみならず、市町村に対しても、陸軍に關係する公文書を焼却するよう指示を出していた⁽¹³⁾。このような状況下において、部隊が保管していた工員名簿の多くも焼却されたものと推察される。また、旧軍の人事記録を引き継いだ現在の厚生労働省も、陸軍工員に関する人事記録について、一部の雇傭人（工員を含む）の名簿の保管を明らかにしているのみである⁽¹⁴⁾。

工員手帳については、作成後、陸軍工員に支給されていたことから、戦後における正確な残存状況を求めるのは困難であるが、陸軍工員を解雇された時期により、その残存状況は二極化していたものと考えられる。工員手帳には取扱上の注意として、「退職後モ保存シ置キ再ビ陸軍ノ工場ニ就職スルトキハ係員ニ差出スベシ」⁽¹⁵⁾と定められていたことから、終戦前に解雇された陸軍工員の工員手帳が、陸軍を離れた後も各個人で保管され、終戦後もそのまま残存していた可能性を否定することはできない。一方、終戦により解雇された陸軍工員の工員手帳については、工員名簿と同様に焼却されたものと考えられるが、詳細は不明である。なお、陸軍軍人の軍隊手帳の場合、本来は除隊後、本人に対して交付することとされていたが、終戦後に除隊した者で、実際に交付された者は少ないとされる⁽¹⁶⁾。このことから、終戦時における陸軍の公文書隠滅は、名簿から手帳に至るまで、徹底して行われていたことをうかがい知ることができる。

2 共済組合員原票

1919年3月31日勅令第80号により制定された陸軍共済組合は、陸軍工廠で兵器生産に従事する陸軍雇員・陸軍傭人・陸軍工員の作業員を対象に、就業中の傷病等による相互救済を目的とした制度である⁽¹⁷⁾。真珠湾攻撃を1年後に控えた1940年には、陸軍共済組合は共済給付（障害・脱退・遺族・慰恤の各給付から構成）、保健給付（医療・分娩の各給付、傷病手当金・葬祭料・補給金から構成）の給付制度を備え、組合員の範囲も、満州国に駐屯する陸軍工廠の作業員にまで拡大され

(12) 前掲『群馬県復員援護史』761頁、前掲『富山県終戦処理史』780頁、前掲『日本陸海軍総合事典』768頁。

(13) 吉田裕「公文書の焼却と隠匿」『戦争責任研究』第14号、1996年冬季、2-3頁。

(14) 前掲『援護50年史』272頁。

(15) 前掲「陸軍工務規程」の第1様式による。

(16) 前掲『群馬県復員援護史』761頁、前掲『富山県終戦処理史』780頁。

(17) 原敬内閣「陸軍共済組合設立ノ件」（1919年3月28日）に付された陸軍大臣「陸軍共済組合設立ノ件」（1919年3月26日）による。『公文類聚』第43編大正8年第29巻、1919年、国立公文書館所蔵（本館-2A-11・類1331100）。

ていた⁽¹⁸⁾。

これらの陸軍共済組合員を対象に、個人単位で作成された人事記録が共済組合員原票と呼ばれる加入記録である。様式は図3のとおりであるが、この原票1枚で、(1)組合員の種別、(2)所属名、(3)組合への加入年月日、(4)組合からの脱退年月日、(5)組合への再加入年月日、(6)組合の通算上の加入年月日、(7)氏名、(8)生年月日、(9)身分、(10)見習採用年月日、(11)見習成業年月日、(12)摘要(組合加入前の履歴、給料または給付に関して参考となる事項、脱退の理由など)、(13)給料異動(異動年月日、給料額、掛金額)、(14)掛金徴収表(共済掛金・健康保険掛金の各年度各年月の状況)、(15)支給された給与に関する事項(支給年月日、給与の種類、金額、支給日数)が把握できるように構成されていた。先に検証した工員名簿の様式と比較すると、履歴・兵役・給料・賞罰に関する情報を中心に構成されていた工員名簿に対して、組合員より徴収した掛金と給付額算定に必要な情報を収集する観点から、共済組合員原票は給料・掛金に関する情報に重点を置いて構成されていたことがみてとれる。

共済組合員原票は陸軍工廠の廠長または支廠長(部隊長)により作成・保管され、組合員が転属した場合は、転属先に原票を送付することが義務付けられていた⁽¹⁹⁾。また、保管期間について、組合員の脱退後10年間(年金受給者は年金受給権喪失時期まで)と定められていることからみて

図3 共済組合員原票の様式

組 合 員 原 票

第一号様式(厚紙半紙二ツ切大)

所 属 名		氏 名		摘 要																
加 入	年 月 日	生 年 月 日	年 月 日																	
脱 退	年 月 日	身 分																		
再 加 入	年 月 日	見 習 採 用	年 月 日																	
通算上ノ加入	年 月 日	見 習 成 業	年 月 日																	
給 料 異 動	掛 金 徴 収 表												給与ヲ受ケタル事項							
年月日	給料額	掛金額	月次 年度	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	一	二	三	計	累 計	年月日	給与ノ 種 類	金額及 支給日数
加入時			年度																	
			年度																	
			年度																	
			年度																	
			年度																	
			年度																	

出典：陸軍省整備局戦備課「陸軍共済組合規則施行細則二依ル様式並ニ帳簿報告及請求書等ノ種類様式改正ニ関スル件」(1937年6月25日)に付された「陸軍共済組合規則施行細則二依ル様式並ニ帳簿報告及請求書等ノ種類様式改正ニ関スル件 陸軍一般へ通牒」の第1号様式による。『大日記甲輯』昭和12年甲第1類、1937年、防衛省防衛研究所図書館所蔵(国立公文書館アジア歴史資料センターC01001431200)。

(18) 陸軍省整備局戦備課「陸軍共済組合規則改正ニ関スル件」(1940年7月4日)に付された陸軍省整備局戦備課「陸軍共済組合規則改正要点」(1940年6月10日)による。『大日記甲輯』昭和15年甲第3類、1940年、防衛省防衛研究所図書館所蔵(国立公文書館アジア歴史資料センターC01001811800)。

(19) 陸軍省整備局戦備課「陸軍共済組合規則施行細則改正ニ関スル件」(1937年6月8日)に付された陸軍大臣「陸軍共済組合規則施行細則」の第3条による。『大日記甲輯』昭和12年甲第3類、1937年、防衛省防衛研究所図書館所蔵(国立公文書館アジア歴史資料センターC01001462700)。

も⁽²⁰⁾、工員名簿の保管期間5年と比較して、共済組合員原票の保管期間は長期に設定されていたことがわかる。

終戦に伴い、1945年11月30日勅令第675号により陸軍省が廃止され、1872年以来続いた陸軍行政の中樞を掌る中央官庁は終焉を迎えるに至ったが⁽²¹⁾、これに伴い、陸軍共済組合も海軍共済組合と共に解散することが決定された⁽²²⁾。その後、陸軍共済組合の年金制度の部分は国家公務員共済法（旧法）に引き継がれ、現在も国家公務員共済組合連合会の旧令共済年金事業として継続されている。また、1954年に公布された厚生年金保険法については、1965年と1969年に行われた改正により、一定の条件の下、陸軍共済組合員期間を含む旧令共済組合員期間は厚生年金保険の被保険者期間とみなされることとなった⁽²³⁾。

このような流れの中で、かつて陸軍工廠の廠長または支廠長（部隊長）が保管していた共済組合員原票をはじめとする加入記録は、戦後、国家公務員共済組合連合会に移管されて現在に至っている。2007年2月、5,000万件の基礎年金番号に未統合の記録の存在が報告されたことを契機に、当時の社会保険庁による年金記録管理の実態が明らかとなり、旧令共済組合員期間に係る確認申立ての急激な増加を招く結果となった⁽²⁴⁾。この問題の発生を受け、財務省は国家公務員共済組合連合会に対して、旧令共済組合の加入記録の保有状況を調査するように指示、2008年6月26日、6万5,000件の旧令共済組合の加入記録が確認されたことを公表した。それによれば、国家公務員共済組合連合会が保有している陸軍共済組合の加入記録は5万4,000件であり、加入記録上には、(1) 氏名、(2) 生年月日、(3) 性別、(4) 加入年月日、(5) 掛金徴収額などの情報が記載されていることが明らかにされている⁽²⁵⁾。

戦後60余年を経て行われた財務省の調査は、終戦後、国家公務員共済組合連合会により保管されてきた旧令共済組合の加入記録のうち、その約80パーセントが陸軍共済組合に関連する記録であったことを明確にしたが、このことは同時に、現在の厚生労働省以外にも、旧軍から人事記録を引き継いだ組織があったことを示している。旧軍関係資料は、戦災、艦船の沈没、終戦に伴う焼却、連合軍による没収などのため、滅失または散逸したものが少なくないとされているが⁽²⁶⁾、そのような資料状況において、国家公務員共済組合連合会が保有する陸軍共済組合の加入記録は、当時の共済組合員であった陸軍雇員・陸軍傭人・陸軍工員の人事記録として、重要な位置を占めるものであるといえよう。

(20) 前掲「陸軍共済組合規則施行細則」の第4条による。

(21) 前掲『日本陸海軍総合事典』505頁。

(22) 幣原喜重郎内閣「陸軍共済組合令中改正ノ件」（1945年11月29日）『公文類聚』第69編昭和20年第68巻、1945年、国立公文書館所蔵（本館-2A-13・類2952100）。

(23) 前掲『援護50年史』273頁。

(24) 渡邊将史、真先剛史「年金記録問題の現状と課題—年金不信・不安を払拭できるか」『立法と調査』第287号、2008年10月、25頁。

(25) 財務省（主計局給与共済課）「旧令共済組合加入記録について」2008年6月26日、財務省ホームページ（<http://www.mof.go.jp/jouhou/sonota/kyuurei200626.htm>）。

(26) 前掲『援護50年史』274頁。

3 留守名簿

アジア太平洋戦争の開戦以降、外地に派遣される陸軍の兵力は増加の一途をたどり、終戦時の総兵力約547万人のうち、半数以上の約308万人が、千島、樺太、台湾、南西諸島、朝鮮半島、満州国、中国、南方方面、中部太平洋諸島、ラバウル方面に派遣されていた⁽²⁷⁾。このような状況下において、日本本土における外地部隊の人事記録の集約と管理、外地に派遣されている部隊員と留守宅家族との連絡など、陸軍は「留守業務」と呼ばれる膨大な事務の後方作業を処理する必要性に迫られた。1944年11月30日陸軍普第1435号で制定された留守業務規程には、「留守業務」を遂行するための諸規則が列挙されているが、留守名簿は同規程の第4条に基づいて作成された人事記録のひとつである⁽²⁸⁾。

陸軍に関する人事記録の体系からみると、留守名簿は陸軍軍人と陸軍軍属の情報を統一的に管理していたという点で、重要な位置づけにある資料である。秦郁彦によれば、軍属とは「陸海軍文官、同待遇者、軍属誅法により宣誓して陸海軍の勤務に服する雇員・傭人の総称」⁽²⁹⁾であり、氏家康裕は軍属を「文官、雇員、傭人、嘱託」⁽³⁰⁾と定義していることから、通常、陸軍工員は軍属の範囲に含まれないものと理解することができる。しかし、部隊長には陸軍工員を軍属とすることができる権限が与えられていたことや⁽³¹⁾、氏家はその論考の中で、工員から雇員などの軍属に任用されている例があるとの見解を示していることから⁽³²⁾、これらの処遇を受けた陸軍工員に関する情報について、留守名簿の中に含まれている可能性は極めて高いと考えられる。

図4に示すとおり、連名簿の形式を採用していた留守名簿には、(1) 部隊への編入年月日、(2) 前所属部隊名と編入年月日、(3) 本籍地、(4) 留守担当者の住所・続柄・氏名、(5) 徴集年、(6) 任官年、(7) 役種、(8) 兵種、(9) 官等・等給・級俸（雇員または傭人の場合は、その種類と月給額）と発令年月日、(10) 氏名、(11) 生年月日、(12) 俸給給料の留守宅渡の有無、(13) 留守名簿の補修年月日の各情報を整備することが求められていた。留守名簿は部隊単位で作成され、外地に派遣されている部隊は日本本土の留守業務担任部隊に対し、人事異動に伴う追加・削除・修正に関する情報を逐次連絡することで、留守名簿の情報を常に正確なものとすることに努めた⁽³³⁾。1945年1月1日に外地に派遣されていた全部隊が留守名簿を作成していたものの、その後、戦況

(27) 厚生省援護局編『引揚げと援護30年の歩み』厚生省、1977年、46-47頁、前掲『援護50年史』10-11頁。

(28) 鈴木貫太郎内閣「陸軍留守業務部令制定ノ件」（1945年5月14日）に付された陸軍省「留守業務規程」（1944年11月30日）による。『公文類聚』第69編昭和20年第14巻、1945年、国立公文書館所蔵（本館-2A-13・類2898100）。

(29) 前掲『日本陸海軍総合事典』725頁。

(30) 氏家康裕「旧日本軍における文官等の任用について一判任文官を中心に」『防衛研究所紀要』第8巻第2号、2006年2月、70頁。

(31) 陸軍省人事局恩賞課「陸軍職工規則第6条ニ基キ職工ヲ陸軍軍属ト為スタメノ手続ニ関スル件」（1936年7月）『大日記甲輯』昭和11年甲第1類、1936年、防衛省防衛研究所図書館所蔵（国立公文書館アジア歴史資料センターC01005964700）。

(32) 前掲「旧日本軍における文官等の任用について」72頁。

(33) 前掲「留守業務規程」の第4条による。

の悪化による連絡途絶，あるいは終戦直前に行われた現地応召等の影響により，結果的に情報が不完全な状態の留守名簿も少なからず生じていたといわれる⁽³⁴⁾。

終戦後，それまで陸軍留守業務部が保管していた留守名簿は，1945年12月1日に成立した第一復員省に移管されたが，数度の所管替えを経て，現在は厚生労働省に保管されている⁽³⁵⁾。一方，戦後に入ってから，留守名簿の都道府県別索引の性格を持つ本籍地名簿が作成されているが，市町村単位で整備されたこの名簿は，(1) 氏名，(2) 生年月日，(3) 徴集年，(4) 任官年，(5) 官等

図4 留守名簿の様式

										月 編	何 隊 留 守 名 簿	秘 附 表 第 一
										日 年 入		
										編 前		
										入 所		
										年 属		
										月 日 及 其		
										(在 本		
										留 地 籍		
										住 留		
										所 守		
										柄 担		
										氏 当		
										名 者		
										年 集 徴		
										年 官 任		
										令 俸 等 役		
										年 月 給 並 種 兵		
										日 額 給 種 官		
										氏		
										生 年 月 日 名		
										無 / 宅 留		
										有 渡 守		
										日 年 補		
										月 修		
										調 製 固 有 部 隊 名 日		

出典：鈴木貫太郎内閣「陸軍留守業務部令制定ノ件」(1945年5月14日)に付された陸軍省「留守業務規程」(1944年11月30日)の附表第1による。『公文類聚』第69編昭和20年第14巻，1945年，国立公文書館所蔵(本館-2A-13・類2898100)。

(34) 前掲『新潟県終戦処理の記録』106頁。

(35) 前掲『援護50年史』271-272頁。

級、(6) 所属部隊名、(7) 復員年月日、(8) 留守名簿番号の各情報から構成されていた⁽³⁶⁾。本籍地名簿の作成過程については、第一復員省の傘下にあった東部復員監部新潟地方世話部を例に挙げると、1946年1月に留守名簿から新潟県出身者を抜粋する作業を開始し、1947年3月に作業を完了したことが明らかになっている⁽³⁷⁾。現在、本籍地名簿は各都道府県に保管されているが、このように戦後の早い時期から留守名簿上の情報を共有することに着手していた事実からみても、留守名簿の人事記録としての重要性を再認識することができる。

戦後50年を翌年に控えた1994年、当時の厚生省は旧軍より引き継いだ人事記録のうち、使用する頻度が高く、損傷の激しいものから電子化する作業を開始したが、その対象の中には留守名簿も含まれている⁽³⁸⁾。また、2010年より、厚生労働省は保管している旧軍の人事記録について、先の大戦に関する貴重な歴史資料として、原則として国立公文書館への移管等を進める作業に着手していることから⁽³⁹⁾、戦後より継続されてきた留守名簿の保管は、戦後70周年に向けて、新たな段階に入ったものとみることができるであろう。

おわりに

本稿では、アジア太平洋戦争中に作成・保管されていた陸軍工員に関する人事記録のうち、工員名簿、工員手帳、共済組合員原票、留守名簿の4種類について、その様式、制度上の保管期間、戦後の残存状況の視点から整理を進めてきた。

様式については、工員名簿、工員手帳、共済組合員原票が個人単位で作成されていたのに対し、留守名簿は連名簿形式を採用、部隊単位で作成された人事記録であったことから、履歴や給与支給歴など、陸軍工員の勤務や待遇の実態を把握できるという点では、留守名簿と比較して、より詳細な情報の整備を図っていた工員名簿などの方が有用な人事記録であるということができる。

これらの陸軍工員に関する人事記録は、これまでみてきたように、工員名簿が陸軍工員の解雇または死亡後の最低5年間、共済組合員原票が組合員の脱退後10年間など、終戦前の制度によって保管期間が厳密に定められていた。しかし、終戦による混乱とその後における陸軍の解体は、陸軍工員に関する人事記録の散逸と分散という結果を招くこととなった。現在の厚生労働省や国家公務員共済組合連合会が保管する陸軍工員に関する人事記録はその一例である。

このように、工員名簿、工員手帳、共済組合員原票、留守名簿の4種類の人事記録には、その様式、制度上の保管期間、戦後の残存状況にかなりの差異が認められることから、現在におけるこれ

(36) 前掲『新潟県終戦処理の記録』399頁、岡山県編『援護の歩み—戦後50周年記念』岡山県、1996年、242頁。

(37) 前掲『新潟県終戦処理の記録』106頁。

(38) 厚生労働省社会・援護局業務課「戦没者等援護関係の資料の移管等について」(2010年3月19日)に付された「援護関係人事等資料の移管に伴う工程予定表」による。厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000004zo4.html>)。

(39) 前掲「戦没者等援護関係の資料の移管等について」、厚生労働省社会・援護局「戦没者等援護関係資料の移管等について(平成22年8月厚生労働省政策レポート)」2010年8月、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/2010/08/02.html>)。

ら人事記録の残存状況は、図5に表されるとおりであるといえる。すなわち、日本本土、台湾、朝鮮、満州国、中国、南方方面にあった陸軍工廠など、終戦時における陸軍工員の勤務地が、彼らの人事記録の戦後の残存状況に決定的な影響を与えていた。当時の制度上、工員名簿と工員手帳はすべての陸軍工員を対象に作成されていたが、両人事記録とも戦後の残存状況は必ずしも良好とはいえない。一方、共済組合員原票については、日本本土、台湾、朝鮮、満州国の陸軍工廠などに勤務する陸軍工員もその作成対象者に含まれていたが、終戦時、満州国駐屯の部隊は保有していた資料を滅失⁽⁴⁰⁾、台湾、朝鮮を含む外地派遣部隊も、復員に際して人事記録を焼却するよう陸軍中央より求められていたことから⁽⁴¹⁾、日本本土以外の共済組合員原票は失われたと考えるのが妥当であろう⁽⁴²⁾。また、アジア太平洋戦争末期に作成された留守名簿は、台湾、朝鮮、満州国、中国、南方方面に展開する陸軍工廠などに勤務していた陸軍工員の情報が残されている可能性が高いと考えられるが、留守名簿は外地派遣部隊を対象に作成された人事記録であることから、日本国内を含むすべての陸軍工員の情報を網羅したものであるとはいえない側面がある。

戦後、旧軍の人事記録を継承した厚生労働省と各都道府県は、恩給や各種共済組合法などの年金請求手続に使用される陸軍軍人・陸軍軍属の履歴証明事務を行ってきたが、同事務の基礎資料である陸軍兵籍や戦時名簿については、滅失、記載不備、滅失後の再製などにより不完全なものが少なくないとされる⁽⁴³⁾。たとえば、東海地方の兵器生産の拠点であった名古屋陸軍造兵廠が設けられていた愛知県の場合、終戦時に7割の陸軍兵籍や戦時名簿を失い⁽⁴⁴⁾、また、相模陸軍造兵廠があった神奈川県の場合、陸軍兵籍などの旧軍関係資料の保管率が4割であるといわれる⁽⁴⁵⁾。

以上のような資料状況において、厚生労働省や国家公務員共済組合連合会が保管する陸軍工員に関する人事記録は、終戦の混乱による喪失を逃れた歴史的に貴重な資料といえることができる。また近年、いわゆる年金記録問題に端を発する形で、旧令共済組合員期間についても社会的関心が高まりつつあるが、現存する陸軍工員に関する人事記録は、旧令共済組合のひとつである陸軍共済組合の組合員期間を確定する情報源として有効性の高い資料でもある。そのような意味においても、工員名簿、工員手帳、共済組合員原票、留守名簿の4種類の人事記録は、歴史的のみならず社会福祉行政的にも重要な位置づけにある資料といえることができるであろう。

（こんどう・たかあき 元新潟県福祉保健部福祉保健課援護恩給室嘱託）

(40) 前掲『援護50年史』17頁。

(41) 「帝国陸軍（外地部隊）復員実施要領細則」（1945年9月10日）の第18条による。前掲『援護50年史』482頁。

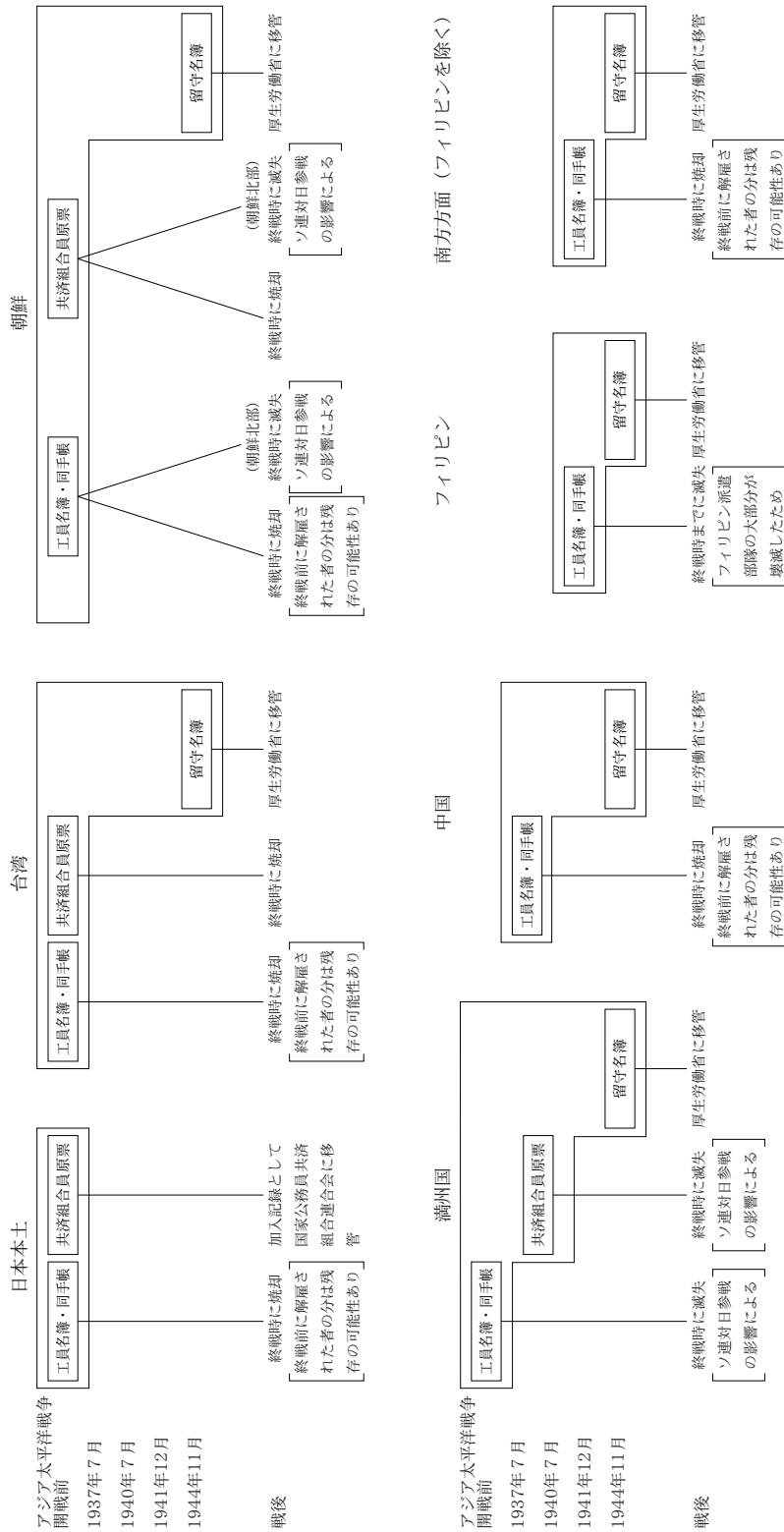
(42) 財務省が公表した調査結果によれば、朝鮮総督府通信官署共済組合、台湾総督府専売局共済組合などのいわゆる外地関係共済組合について、国家公務員共済組合連合会が保有する旧令共済組合の加入記録の中に、その存在を確認することはできなかつたとしている。このことから、終戦時の混乱による公文書滅失の影響は、陸軍のみならず、台湾や朝鮮などの外地関係共済組合にまでおよんでいたとみることができよう。前掲「旧令共済組合加入記録について」。

(43) 前掲『援護50年史』274頁。

(44) 愛知県健康福祉部医療福祉計画課「こんにちは愛知県です」『恩給』第237号、2000年11月、35頁。

(45) 神奈川県福祉部生活援護課「こんにちは神奈川県です」『恩給』第252号、2003年5月、26頁。

図5 現在における陸軍工員に関する人事記録の残存状況



出典：陸軍省整備局戦備課「陸軍工務規程改正ノ件」(1937年5月)『大日記申頼』昭和12年甲第1類、1937年、防衛省防衛研究所図書館所蔵(国立公文書館アジア歴史資料センターC01001430600)、陸軍省整備局戦備課「陸軍共済組合規則施行細則改正ニ関スル件」(1937年6月8日)『大日記申頼』昭和12年甲第3類、1937年、防衛省防衛研究所図書館所蔵(国立公文書館アジア歴史資料センターC01001462700)、陸軍省整備局戦備課「陸軍共済組合規則改正ニ関スル件」(1940年7月4日)『大日記申頼』昭和15年甲第3類、1940年、防衛省防衛研究所図書館所蔵(国立公文書館アジア歴史資料センターC01001811800)、鈴木重太郎内閣「陸軍留守業務部令制定ノ件」(1945年5月14日)『公文類聚』第69編昭和20年第14巻、1945年、国立公文書館所蔵(本館-2A-13・類2898100)、新潟県民生部援護課編『新潟県終戦処理の記録』新潟県、1972年、106頁、岡山県編『援護の歩み—戦後50周年記念』岡山県、1996年、242頁、厚生省社会・援護局援護50年史編集委員会監修『援護50年史』ぎょうせい、1997年、15、17、271-273頁。